

V：高齢者等の就労・生きがい支援活動に関する助成金募集要項

公益財団法人 清心内海塾

1. 趣旨

人生100年時代を掲げる昨今、高齢者等の生きがいとしての参加型イベントやスポーツ、また働く機会を通して高齢者等がコミュニティーの構築に寄与することは、地域社会の共存共栄に繋がるものと考えます。当財団法人では、このような認識のもと、高齢者等の生きがい活動に貢献している団体に対して、少しでもより充実した貢献の助力となるよう助成することとします。

2. 助成の対象及び期間

高齢者等の生きがい活動に貢献する団体

令和5年8月～令和6年3月

3. 助成の内容等

就労や生きがい活動の実施等に関わる費用の全部又は一部を助成します。

例えば

- 就労に関する相談・あっせん・支援等
- イベント等の運営費
- 施設使用料、消耗品費
- 地域社会との交流活動等の費用
- その他

4. 申請手続等

(1) 所定の申請書に記入のうえ、期日までに当財団法人までFAX又はメールにて送付願います。当財団法人にて選考を行います。

(2) 申請書は当財団法人のホームページからダウンロードできます。

5. 募集期間

令和5年6月29日から令和5年7月19日まで

6. 選考方法

申請書を当財団法人にて審議し、次の着眼点により選考します。

- (1) 公益性を有するもの
- (2) 社会的要請が高いもの

- (3) 当財団法人の目的と合致するもの
- (4) 助成の効果が継続的であること
- (5) 助成の効果が分かりやすく大きいもの
- (6) 助成先に特別の利益を与えるものではないこと

7. 選考結果の通知と助成の実施

選考結果が決まり次第、応募いただいた団体にFAX又はメールで連絡し、選考された団体に対して助成を行います。

なお、選考された団体名等は、当財団法人のホームページに掲載させていただきます。

8. 申請内容の変更について

提出した申請内容に変更が生じた場合は、その旨速やかに事務局に連絡してください。変更の内容によっては助成決定を取り消し、助成した費用の返還を求められます。

9. 留意事項

- (1) 申請内容を確認するために、当財団法人から照会する場合がありますので、担当者名を明記してください。
- (2) 本件申請が採用となった団体については、助成の具体的な実施方法、実施時期等について、別途協議させていただきます。
- (3) 助成の実施までには、一定期間を要することから、外部有識者の招聘にあっては希望する招聘時期に特に留意してください。
- (4) 助成の実施に当たっては、当財団法人からの助成である旨の表示をお願いする場合があります。当財団法人のホームページに助成対象事業の記事や写真を掲載させていただく場合があります。
- (5) 助成の進捗については、別に定める様式に従った報告書を2回ご提出いただきます。中間報告を令和5年12月末までに、完了報告を令和6年3月末までにご提出ください。不適切な用途があった場合は助成金の返還を求めます。

以上

(問い合わせ先・申請先)

公益財団法人 清心内海塾 事務局 助成係 (担当：末松)

〒144-0043 東京都大田区羽田5丁目3番1号 スカイプラザオフィス10階

電話 03-6423-9316、FAX 03-6423-6016

E-mail u-info@s-utsumijuku.or.jp ホームページ <https://www.s-utsumijuku.or.jp>